

# 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の延長について

2025年12月

坂戸ガス株式会社

弊社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」）※<sup>1</sup>の実施によりガス料金・電気料金の値引きを引き続き行います。なお、本事業による値引きに関して、お客様ご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

※<sup>1</sup> 事業の詳しい内容は政府のホームページ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp> をご覧ください。

## 記

### 1. 適用期間

2026年1月使用(2月検針)分～2026年3月使用(4月検針)分までのガス・電気料金

### 2. 値引き単価

区分／割引単価（税込）	都市ガス	低圧電気（取次）	高圧電気
1月使用、2月使用分	18.0円/m <sup>3</sup>	4.5円/kWh	2.3円/kWh
3月使用分	6.0円/m <sup>3</sup>	1.5円/kWh	0.8円/kWh

### 3. 対象のお客さま

坂戸ガスと都市ガス・電気をご契約されているお客さま  
(LPGご利用のお客さまは対象外となります)

### 4. ご請求額

「値引き単価」に基づき、各月のご使用量に応じた値引きを行いご請求いたします。  
なお都市ガス普及促進割引適用のお客さまは、ガス使用料金からご使用量に応じた値引きを行った後、割引率を乗じた金額をご請求いたします。

### 5. 問い合わせ窓口

本事業に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

経済産業省資源エネルギー庁 お問い合わせ窓口

0120-013-305 平日 9:00～17:00

その他、ガス料金に関する内容は坂戸ガス料金担当までお問い合わせください。

坂戸ガス株式会社 料金担当

049-284-9000 平日 9:00～17:00（土日祝を除く）

以上